

東京都利用者本位のターミナル実現に向けた事業費補助金交付要綱

平成28年11月18日

28都市基交第264号

(通 則)

第1条 東京都利用者本位のターミナル実現に向けた事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、利用者本位のターミナルの実現に向けた事業に要する経費の一部を東京都(以下「都」という。)が補助することに関し必要な事項を定めることにより、初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる全ての条件を満たす駅(以下「主要ターミナル駅」という。)において、施設管理者(区市、交通事業者、地下街管理者及び駅ビル管理者等)などにより構成される協議会等で合意されたエリア(改札外に限る。)を対象として、整備計画に基づき実施する案内サイン、エレベーター、視覚障害者用誘導ブロック等のバリアフリー施設、案内所、デジタルサイネージ等の整備及び共通エリアマップ等の印刷その他利便性の向上に向けた先端技術の導入に係るもの(検討を含む。)とする。

- 一 協議会等が設置され、2020年までの整備計画を策定できる駅
- 二 乗降客数20万人以上の駅
- 三 複数の鉄道事業者による3路線以上の乗り入れ駅

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、整備計画に基づき事業を実施する「都市・地域交通戦略推進事業制度要綱(国交省都市局)」第5条第3項に規定する協議会等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が行う補助事業に必要な経費のうち、設計費、製作費、機械等設備本体購入費、据付け工事

費（関連附帯工事費を含む。）及び共通エリアマップ等の印刷その他利便性の向上に向けた先端技術の導入費とする。

（補助金の交付額）

第6条 都が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の1に相当する額を限度とする。

- 一 エレベーターの整備に係る補助金の額は、一の補助事業者につき、7,000万円を限度とする。ただし、一の補助事業者が3基以上整備する場合は、10,000万円を限度とする。
 - 二 デジタルサイネージの整備に係る補助金の額は、整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合は、各々の機器を専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額）及び外部の通信幹線と都市情報提供システムとを結ぶケーブル類の整備に要する費用とする。
- 2 補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。
- 3 補助金の交付額として算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式の交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

- 第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付及び交付額を決定し、別記第2号様式の補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に、申請を取り下げることができる。

（補助事業の計画変更の承認申請）

第10条 補助事業者が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更承認及び通知)

第11条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに、別記第4号様式の補助事業計画変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第5号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第13条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、第11条の規定に準じて、補助対象者に通知する。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、知事の求めがあったときは、速やかに別記第6号様式による実施状況報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付額の確定及び通知)

第16条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の内容が第8条に規定する補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、別記第9号様式による請求書を知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第18条 知事は、前条の規定により補助事業者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 知事は、補助金の交付の決定後、次のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 補助金の決定の内容又はこれに付した条件その他関係若しくは交付決定に基づく命令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に係る経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておくものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(取得財産等の整理)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、若しくはその効用を増加した時期又はその所在場所、価格、取得財産等に係る補助金の状況が明らかになるよう整理するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 知事は、第20条の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、補助金の交付の日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を違約加算金として納付させなければならない。ただし、第19条第二号に該当したため、補助金の交付の決定を取り消した場合については、この限りではない。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てた額)を延滞金として納付させるものとする。

- 3 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付額を控除した額によるものとする。
- 4 知事は、補助金の返還を命じたにもかかわらず、補助事業者が補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度において、その補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の保存)

第24条 補助事業者は、次に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存させるものとする。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
- 2 前項各号に掲げる帳簿等の保存期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)及び補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件(平成24年国土交通省告示第624号)に定める期間(以下「国土交通大臣が別に定める期間」という。)とする。

(取得財産等の管理等)

第25条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第26条 補助事業者は、取得財産等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までに掲げる財産並びに同条第4号及び第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。)について、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

- 2 補助事業者は、処分をしようとするときは、あらかじめ別記第10号様式による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を得るものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金のうち処分の時から財産処分制限時間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を都に納付させるものとする。

(申請書等の提出先)

第27条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類の提出先は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課とする。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。